

# 住田町簡易水道事業経営戦略

平成28年11月

住田町建設課

# 住田町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 住 田 町

事 業 名 : 住田町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 11 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ①給水

供用開始年月日	昭和30年 4月 1日	計画給水人口	3,860人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	3,403人
	(平成32年4月地方公営企業法一部適用予定)	有収水量密度	0.213千 $m^3$ /ha

#### ②施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 . <input type="checkbox"/> ダム . <input type="checkbox"/> 伏流水 . <input type="checkbox"/> 地下水 . <input type="checkbox"/> 受水 . <input type="checkbox"/> その他 ( )		
施設数	浄水場施設数	4	管路延長 58km
	配水池施設数	10	
施設能力	2,056 $m^3$ /日		施設利用率 57.5%

#### ③料金

料金体系の 概要・考え方	現行の料金体系は、従量制となっている。			
	口径別	基本料金	メーター使用料	水量料金
	13mm	500円	100円	1 $m^3$ から10 $m^3$ まで
	20mm	800円	180円	1 $m^3$ につき100円を加算
	25mm	1,500円	185円	11 $m^3$ から20 $m^3$ まで
	30mm	2,500円	300円	1 $m^3$ につき200円を加算
	40mm	5,000円	360円	21 $m^3$ から100 $m^3$ まで
	50mm	10,000円	770円	1 $m^3$ につき300円を加算
	75mm	25,000円	1,750円	101 $m^3$ 以上
	100mm以上	別に町長が定める		1 $m^3$ につき400円を加算
◆水道料金=基本料金+メーター使用料+水量料金				
◆各料金には消費税及び地方消費税が加算されます。				
料金改定年月日	平成10年 4月 1日			

#### ④組織

職員数	平成28年度現在、本町では上下水道係による、係長1人、主任1人の2人体制で、簡易水道事業、下水道事業、浄化槽事業等について、それぞれ兼務しながら、業務に従事している。 50代の係長が技術的な部分について従事しており、30代の主任が事務的な業務に従事している。 職員給与の予算措置は、簡易水道事業特別会計で係長1人分、下水道事業特別会計で主任1人分を計上している。
事業運営組織	平成14年度に水道課と建設課(下水道係)を、建設課(水道係、下水道係)に統合。 平成27度に建設課水道係と建設課下水道係を、建設課上下水道係に統合。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	ア 民間委託	簡易水道施設維持管理及び検針業務委託、漏水調査業務委託、自家用電気工作物保守管理業務委託、放射性物質検査業務委託、病原菌検査業務委託、水道水質検査業務委託を民間業者に委託している。
	イ 指定管理制度	平成28年度から平成32年度までの長期継続契約を締結している業務もあるため、指定管理制度については、未検討である。
	ウ PFI/BDO	平成28年度から平成32年度までの長期委託契約を締結している業務もあるため、PFI/BDOについては、未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (水力発電等)	該当なし
	イ 土地 (未利用土地、 施設の活用等)	該当なし
施設統合、 広域化	ア 施設統合	平成20年度に町内にあった5つの簡易水道事業を廃止して、同年度に住田町簡易水道事業として統合し、創設認可を受ける。 簡易水道事業統合後、平成21年度から旧民営川口簡易水道と旧町営世田米簡易水道の施設統合に着手し、施設統合完了後、平成25年度に簡易水道料金の統一を行っている。
	イ 広域化	平成28年度より、岩手県水道事業等広域連携検討会議等に参加し、広域化に向けて検討する。

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容を記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙「経営比較分析表」のとおり

平成27年度に策定・公表した平成26年度決算「経営比較分析表」を添付している。 この、経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っており、水需要の伸びが見込めない現状に対しての対応を検討している。
---

# 経営比較分析表

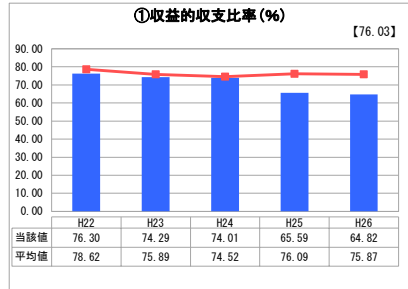
岩手県 住田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	57.92	3,780

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,037	334.84	18.03
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,458	12.49	276.86

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



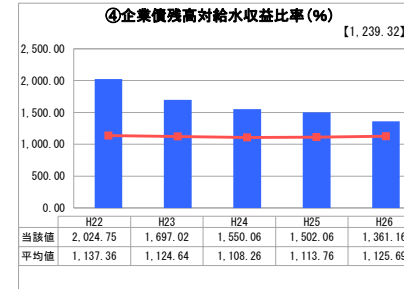
「単年度の収支」



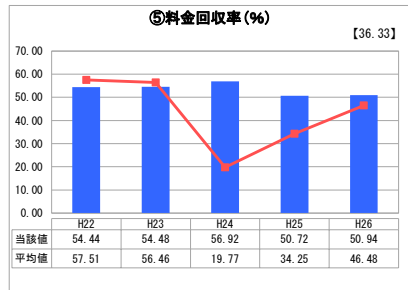
「累積欠損」



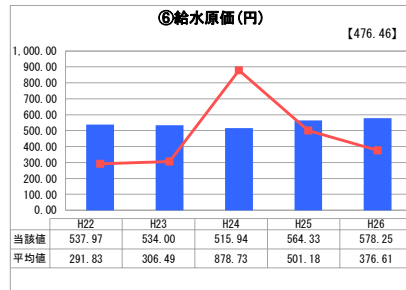
「支払能力」



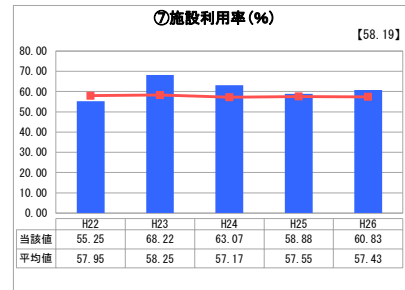
「債務残高」



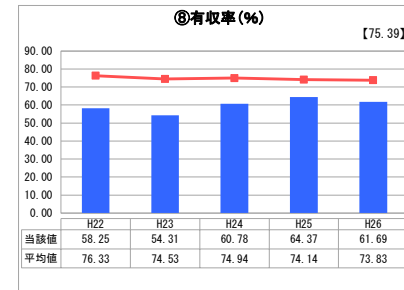
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

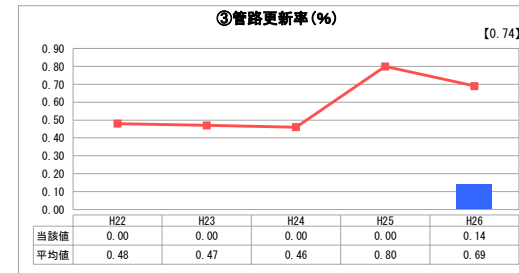
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①単年度の収支は、人口の減少に加え、H4年度以降に整備した施設の電気設備等の更新時期となって維持修繕費がかかり、類似団体と比較して低くなっている。

④債務残高については、H4年～H21年にかけて管路の更新や施設整備、経営統合を行っていること、山間部という地形上施設の整備等に費用がかかることから、類似団体と比較して高くなっているが、大規模事業の償還が終了してきていることから減少して他団体との差が少なくなっている。

⑤料金水準の適切性については、類似団体より高くなっているが、料金回収率が100%を下回っており、一般会計からの繰入金により使用料等の収入不足を補っている状態である。

⑥費用の効率性については、本町の山間部の地形による施設の分散等の影響により他団体より給水原価が高くなっている。

⑦施設の効率性については、類似団体と同程度の利用率となっており、適正な利用規模となっている。

⑧供給した配水量の効率性については、塩ビ管の破損による漏水により60%前後と類似団体と比較して低くなっている。

### 2. 老朽化の状況について

管路の更新投資の実施状況については、H4年以降に管路の更新を行っていることから、更新の必要性が低い状態であり、類似団体と比較して低くなっている。

今後は標準耐用年数の40年を経過する管路等を正確に把握し、施設の投資計画の検討を行う必要がある。

### 全体総括

今後は大幅な給水量の伸びが見込めないため、料金水準等を検討した上で、財政計画を策定し計画的な経営改善を行っていくほか、漏水対策等により有収率を上げる必要がある。また、法適用化による経営状況の明確化や、資産の正確な把握などにより、資産の更新計画をたてるなどの対応が必要となる。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

本町の給水人口の推移を見ると、民営川口簡易水道と町営世田米簡易水道との統合後や、東日本大震災後、給水人口が一時的に増加した。しかし、被災地の復興が進み、被災された方々が、地元に戻るなどの理由により、今後は、継続的に給水人口が減少して行くものと予測される。

### (2) 水需要の予測

本町でも、新たに民間アパート等の建設が増え、新たな水道需要者の増加を期待しているが、新たにアパートに入居する人数より、自然減等により減少する人数の方が多く、給水人口の減少傾向が緩やかになっても、水需要は期待したほど増加せず逆に減少している。

また、水道使用者の節水意識の高まりや、節水型給水装置の普及等の影響も大きく、今後の水需要も、継続的に減少して行くものと予測される。

### (3) 料金収入の見通し

本町の料金体系が従量制となっているため、給水箇所が増加しても、個々の使用水量が少ないと、水道料金の単価が低い部分での使用水量の増加となるため、なかなか料金収入が増収とならない。また、給水人口及び水需要が減少傾向を示しているため、現在の従量制による料金体系のままでは、料金収入も減収していくものと見込まれる。

### (4) 施設の見通し

本町の水道普及率は県内でも低い水道普及率で、約60%となっている。そこで、水道普及率の向上を図るため、新たな水道施設の建設も検討すべきであるが、地理的条件等により、未普及地域を解消する建設費が多額となり、費用対効果や今後の財政状況から、新たな水道施設を建設することは、困難である。

現在稼働している水道施設は、平成4年度から補助事業等により、施設更新を実施しており、安全で安定した水道水の供給に努めてきた。しかし、建設してから、20年以上経過し、浄水場内の電気計装設備等の劣化や、耐震化されていない配水管等の更新など、今後維持管理に掛かる費用の増加が見込まれる。

簡易水道事業を統合し、料金体系の統一を行い、経営の効率化に努めてきたが、今後は、計画的な施設更新等が課題となっている。

### (5) 組織の見通し

現体制は、上下水道係で2人体制となっており、これ以上の人員削減を検討することは、現実的ではないため、少なくとも現体制を維持する必要がある。

公営企業会計移行に伴い、業務量が増加するので、業務量増加に対応するための人員増員を検討する必要がある。

## 3. 経営の基本方針

給水人口が減少し、水需要も減少する中で、水道料金の減収が予測される。安全で安定した水道水を供給し続けるため、料金水準等も検討した上で、財政計画を策定し、計画的な維持管理及び経営改善を続けて行く。

## 4. 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画） : 別紙のとおり

## (法非適用企業)

## 投資・財政計画（簡易水道）

（単位：千円、％）

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算 見込)												
収益的 収入	1	総収益	(A)	102,225	97,444	98,194	92,066	90,071	88,038	86,077	84,250	82,396	80,532	78,751	77,250
	(1)	営業収益	(B)	81,947	83,478	81,603	80,489	79,720	78,959	78,205	77,459	76,720	75,989	75,265	74,548
		ア 料金収入		79,359	78,450	77,666	76,889	76,120	75,359	74,605	73,859	73,120	72,389	71,665	70,948
		イ 受託工事収益	(C)	2,138	3,570	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		ウ その他		450	1,458	337									
	(2)	営業外収益		20,278	13,966	16,591	11,577	10,351	9,079	7,872	6,791	5,676	4,543	3,486	2,702
		ア 他会計繰入金		20,216	13,898	12,658	11,577	10,351	9,079	7,872	6,791	5,676	4,543	3,486	2,702
		イ その他		62	68	3,933									
	2	総費用	(D)	68,122	66,865	98,225	73,894	82,479	72,304	59,995	58,086	56,114	54,100	52,236	50,912
	(1)	営業費用		39,477	40,362	73,897	51,477	62,264	54,395	44,342	44,569	44,800	45,033	45,269	45,509
	ア 職員給与費		8,804	8,818	8,889	8,933	8,978	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
	うち退職手当		896	862	824	824	824	824	824	824	824	824	824	824	
	イ その他		30,673	31,544	65,008	42,544	53,286	45,395	35,342	35,569	35,800	36,033	36,269	36,509	
(2)	営業外費用		28,645	26,503	24,328	22,417	20,215	17,909	15,653	13,517	11,314	9,067	6,967	5,403	
	ア 支払利息		28,645	26,503	24,328	22,417	20,215	17,909	15,653	13,517	11,314	9,067	6,967	5,403	
	うち一時借入金利息		19												
	イ その他														
3	収支差引	(A)-(D)	(E)	34,103	30,579	△ 31	18,172	7,592	15,734	26,082	26,164	26,282	26,432	26,515	26,338
資本的 収入	1	資本的収入	(F)	58,589	67,264	89,112	73,908	87,067	76,679	47,918	49,971	51,167	51,314	36,908	26,168
	(1)	地方債				20,400	7,800	18,300	10,200						
		うち資本費平準化債													
	(2)	他会計補助金		58,589	60,780	55,049	55,989	57,404	54,770	38,408	39,489	39,847	39,976	31,966	26,168
	(3)	他会計借入金													
	(4)	固定資産売却代金													
	(5)	国(都道府県)補助金													
	(6)	工事負担金													
(7)	その他			6,484	13,663	10,119	11,363	11,709	9,510	10,482	11,320	11,338	4,942		
2	資本的支出	(G)	92,769	95,035	89,112	92,080	94,659	92,413	74,000	76,135	77,449	77,746	63,423	51,823	
(1)	建設改良費		3,197	929	940										
	うち職員給与費														
(2)	地方債償還金	(H)	89,572	94,106	88,172	92,080	94,659	92,413	74,000	76,135	77,449	77,746	63,423	51,823	
(3)	他会計長期借入金返還金														
(4)	他会計への繰出金														
(5)	その他														
3	収支差引	(F)-(G)	(I)	△ 34,180	△ 27,771		△ 18,172	△ 7,592	△ 15,734	△ 26,082	△ 26,164	△ 26,282	△ 26,432	△ 26,515	△ 25,655

## (法非適用企業)

## 投資・財政計画（簡易水道）

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度		
収支再差引	(E)+(I)	(J)	△ 77	2,808	△ 31								683		
積立金	(K)	4,344	3,990												
前年度からの繰越金	(L)	5,634	1,213	31											
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,213	31									683		
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	黒字	(P)	1,213	31									683		
	(N)-(O)	赤字	(Q)												
赤字比率	$(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$														
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$			64.8	60.5	52.7	55.5	50.8	53.4	64.2	62.8	61.7	61.1	68.1	75.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	79,809	79,908	78,003	76,889	76,120	75,359	74,605	73,859	73,120	72,389	71,665	70,948	
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	79,809	79,908	78,003	76,889	76,120	75,359	74,605	73,859	73,120	72,389	71,665	70,948		
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$			#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!		
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	1,080,206	986,100	918,327	826,248	731,588	639,175	565,175	489,040	411,591	333,846	270,423	218,599		

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		20,216	13,898	12,658	11,577	10,351	9,079	7,872	6,791	5,676	4,543	3,486	2,702
	うち基準内繰入金	20,197	13,898	12,658	11,577	10,351	9,079	7,872	6,791	5,676	4,543	3,486	2,702
	うち基準外繰入金	19											
資本的収支分		58,589	60,780	55,049	55,989	57,404	54,770	38,408	39,489	39,847	39,976	31,966	26,168
	うち基準内繰入金	51,584	59,851	55,049	55,989	57,404	54,770	38,408	39,489	39,847	39,976	31,966	26,168
	うち基準外繰入金	7,005	929										
合 計		78,805	74,678	67,707	67,566	67,755	63,849	46,280	46,280	45,523	44,519	35,452	28,870

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため、適切な時期に施設更新等を行う。
-----	--

現施設の経営規模では、民間委託をしても経費等の削減は期待できないが、業務の効率化を図るため、広域化など様々な手法を検討して行く。また、今後現施設を適正に維持管理するための投資を、計画的に行えるよう、施設・設備の長寿命化計画の策定を検討する。

②収支計画のうち財源についての説明

目 標	水需要の減少等により料金収入が毎年減収となり、起債の元利償還金の減少に伴い、一般会計繰入金も減少し、年々収入総額が減少しているが、適正に経営し収支の均衡を図る。
-----	--

水道料金収入の減収等を補うため、基金取り崩しを行っているが、料金収入が増収になるよう、給水区域内の水道普及率向上に努めると共に、漏水調査を行い有収率の向上に努める。

起債の元利償還金が年々減少するため、資本費平準化債については、検討していない。また、新たな水道施設等への投資については検討していないため、公営企業会計移行に係る経費に充当する企業債以外の、国庫補助金等の収入は見込んでいない。

簡易水道事業を適正に経営するため、平成32年度4月に公営企業会計に移行し、経営状況を的確に把握する。その上で、必要とする財源が不足する場合には、水道料金体系等の見直しも検討する必要がある。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の地形的条件等により、これ以上各水道施設・設備を統合することが出来ず、施設・設備の合理化等は期待できないが、個々の施設について検討し、経費の削減に努める。

- ・委託料に関しては、水道施設維持管理業務、検針業務、水質検査業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っているが、本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託、指定管理制度等を導入しても、効果が期待できない。
- ・修繕費に関しては、施設の老朽化に伴い年々増加しており、公営企業会計への移行に伴い実施する固定資産調査等の資料を基に、施設の長寿命化を図るための更新計画等を策定し、修繕経費の平準化を図って行く。
- ・動力費に関しては、水道施設が今後増える計画がないので、現施設の適正な運用を図って行く。
- ・職員給与費に関しては、本町の給与制度により経費が算出されている。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

平成28年度より、岩手県水道事業等広域連携検討会議連絡協議会が開催され、広域化に向けての取り組みが行われることになった。本町の水道事業は民間で経営するには、規模が小さく検討しかねていたが、今後広域化が進むことにより、経営規模が大きくなり、これまで以上の維持管理費等の削減が期待でき、技術職員が退職等により不在になった場合の対応も期待できる。

①投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については、未検討。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に簡易水道事業を統合しており、今後の施設の統合等の予定はない。
施設・設備の合理化 (スプレックダウン)	既に簡易水道事業を統合しており、今後の施設の合理化等の予定はない。



施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	公営企業会計移行後、固定資産調査等の結果を踏まえて検討して行く。
広域化	維持管理費等の削減が期待できるので、今後検討して行く。
その他の取組	公営企業会計に移行後は、水道事業の経営状況等が、他の同規模の市町村と比較できる形で、公表されるので、水道使用者等と情報共有を図る。

## ②財源についての検討状況等

料 金	公営企業会計への移行に伴い、減価償却費等の新たな費用を補うための財源が必要となる。限られた財源でこれらの費用を補うことができない場合、水道料金体系等の見直しを検討する必要がある。
企 業 債	新たな水道施設等の計画がないので、公営企業会計移行に伴う経費に充当する企業債の他に借り入れる必要がなく、企業債の元利償還金の額も減少傾向になることから、資本費平準債等の借入は、想定していない。
繰 入 金	現時点では、基金の取り崩しにより、不足する財源を補うことが出来ているが、公営企業会計移行後、減価償却費等の費用が増加するので、その財源に充てるための一般会計繰入金については、今後、検討する必要がある。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	遊休資産がなく、小水力発電等についても、事業実施後の維持管理費等の経費が多額となっているので、未検討。水道施設整備基金については、運用を的確に行い、運用益を確保して基金の残高を増やすようにする。
その他の取組	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や、交付金措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債権運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

## ③投資以外の経費についての検討状況

委 託 料	簡易水道施設維持管理及び検針業務委託等を委託して、事務の軽減及び経費の削減を図ってきたが、今後は、水道施設の維持管理委託における広域化について、検討する。
修 繕 費	簡易水道創設時期の水道施設については、平成4年度から実施した補助事業等により、施設を順次更新してきたが、その後、20年以上経過しており、浄水場内の電気計装設備等の劣化や、塩ビ管等の耐震化されていない設備について、計画的に更新できるよう検討する。
動 力 費	水道施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制する。
職員給料費	本町の給与制度による。
その他の取組	水道普及率の向上、収納率向上など、財源確保につながる経費について、費用対効果を検討しながら取り組む。また、公営企業会計移行に合わせて、水道使用者等に対して、ホームページや広報誌により、水道事業の財政状況を公表し、水道使用者等との相互理解を深める。

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について更新する。 平成32年4月の公営企業会計適用後は、適用後の会計に基づき、経営戦略を見直す予定である。
---------------------	--